

日進市総合教育会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき設置される日進市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（会議の目的）

第2条 会議は、市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有し、連携して市の教育行政に取り組むことを目的とする。

（構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集し、市長が議長となる。

2 会議は、市長が定める日に開催するものとする。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。

4 市長は、会議開催の場所、日時及び議題を公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

5 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

（意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（公開）

第6条 会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合であって会議で非公開と決定した場合は、この限りではない。

（1）個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。

（2）会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき。

（3）その他公益上必要があると認めるとき。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

（事務局）

第8条 会議の事務局を企画部企画政策課に置く。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要領は、平成27年5月7日から施行する。